

## 財政関係指数に係る用語解説

### 【経常収支比率】

$$\frac{\text{経常的経費充当一般財源等}}{\text{経常一般財源等収入額} + \text{減収補てん債特例分} + \text{臨時財政対策債}}$$

- 「経常一般財源等収入額」とは、市町村税、地方交付税、地方譲与税、地方消費税交付金など、用途が特定されず自由に使える収入をいう。  
「経常的経費」とは、人件費、扶助費、公債費など、毎年度経常的に支出される経費をいう。
- 財政構造の弾力性を判断するための指標で、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを示す。

### 【実質公債費比率】 ※3か年平均

$$\frac{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{普通交付税措置額等})}{\text{標準財政規模} - \text{普通交付税措置額等}}$$

- 当該年度における用途が特定されず毎年経常的に収入される財源のうち、元利償還金等及び準元利償還金に充当した財源の割合をいう。
- 比率が25%以上になると、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下、地方財政健全化法」という）における「早期健全化団体」に該当し、財政健全化計画の策定、公表を義務づけられる。  
比率が35%以上になると、地方財政健全化法における「財政再生団体」に該当し、財政再生計画の策定、公表を義務づけられるとともに、地方債について大きな制限を受ける。
  - ※ 準元利償還金
    - ・ 一般会計から公営企業関係会計への繰出金のうち地方債の償還に充てたもの
    - ・ 一部事務組合等に対する負担金等のうち地方債の償還に充てたもの
    - ・ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの 等
  - ※ 特定財源  
元利償還金及び準元利償還金に充当した都市計画税、公営住宅使用料等
  - ※ 標準財政規模  
「標準税収入＋普通交付税＋地方譲与税＋交通安全対策特別交付金」に臨時財政対策債発行可能額を加えたもの

### 【将来負担比率】

$$\frac{\text{将来負担額} - \text{普通交付税措置額} - \text{特定財源等}}{\text{標準財政規模} - \text{普通交付税措置額}}$$

- 標準財政規模に対する将来支払うべきトータルの負担額の割合をいう。  
比率が350%以上になると、「早期健全化団体」に該当する。
  - ※ 将来負担額  
地方債現在高、債務負担行為額、公営企業への繰出額、退職手当支給予定額等
  - ※ 特定財源等  
将来負担額への充当が可能な基金、都市計画税、公営住宅使用料等

### 【財政力指数】 ※3か年平均

$$\frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$$

- 「基準財政収入額」とは、地方公共団体が標準的な状態において、徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定した額をいう。  
「基準財政需要額」とは、地方公共団体が妥当かつ合理的な平均的水準で行政を行った場合に要する財政需要を、一定の方法によって算定した額をいう。
- 「基準財政需要額－基準財政収入額」の差額が、普通交付税により措置される。  
いわば、財政力指数は、地方公共団体が標準的な行政を行うに際して所要額に対する自主財源の割合であり、財政力指数が高いほど、普通交付税への依存度が低いことを示す。